

国立公園満喫プロジェクト 2026 年以降の取組方針（案）

※委員指摘及び主な修正事項を黄塗

1. 背景

国立公園の感動的な自然風景は、自然公園制度や地域の活動により保全されてきた。これらの風景を未来に引き継いでいくため、その魅力・ブランド力を高め、国内外の利用者が満喫できる環境を整え、地域経済を活性化及び自然環境保全への再投資を通じた「保護と利用の好循環」を実現することが、本プロジェクトの目的である。

「2021 年以降の取組方針」(2020 年 8 月)に基づき、自然公園法の改正、国内誘客の強化、全国立公園の底上げ・本プロジェクトに係る取組の水平展開、ステップアッププログラム策定公園における集中的な取組等を通じ、2025 年の年間利用者数は、当該ウイルスの影響前の水準まで概ね回復している。

一方で、多言語案内・解説の整備等の更なる充実、利用拠点における廃屋対策等の景観改善や滞在体験の魅力向上など、引き続き対応すべき課題が残されている。また、人口減少を踏まえた担い手の確保・育成や二次交通の確保など、地域の関係者と一体となって対応すべき課題も顕在化している。

加えて、近年、一部の都市・地域への観光客の集中が顕著となっており、国立公園の一部でも混雑やマナー問題が生じている。このため、地方部の重要な地域資源である国立公園を核として、地方誘客・需要分散に貢献していくことの重要性が一層高まっている。

ポストコロナ時代においては、ライフスタイルの変化、ウェルビーイングやサステナビリティ向上への意識の高まり、アドベンチャートラベルの機運向上など、受け皿としての国立公園への期待が拡大している。加えて、2030 年は SDGs（持続可能な開発目標）及び生物多様性条約の目標年であるとともに、第 6 次環境基本計画の最終年であり、国民一人一人の生活の質、経済厚生の上昇、人類の福祉への貢献という観点からも、国立公園の果たす役割は大きい。

2. 基本的な方針

上記の背景を踏まえ、国立公園制度創設 100 周年を迎える 2031 年に向けて、地方への人の流れを力強く促すとともに、日本の国立公園が地域にとっての誇りとなる世界水準のdestinationとなることを目指す。このため、2026 年から 2030 年までの期間、以下の基本的な方針に基づき、2016 年から開始した国立公園満喫プロジェクトの総仕上げに向け、取組の加速化を図る。

なお、我が国の国立公園は地域制公園であることから、地域の主体性が発揮された取組を基本とし、これを重点的に支援するとともに、地域協議会の枠組みを活かしながら、多様な主体と連携して取組の推進を図る。

1 (1) 国立公園ならではの魅力的な滞在体験の提供

2 全国の国立公園において、感動体験の提供を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進す
3 る。特に、その基盤となる利用拠点において、地域の多様な主体と連携しながら滞在環境
4 の魅力向上や自然体験アクティビティの充実を図る。

5 取組の推進に当たっては、先行的かつ重点的に取組を行う地域において、関連予算の活
6 用や民間提案も踏まえた制度の柔軟な運用により、民間投資の促進を図る。

7 また、利用者の受け入れのための基盤整備を図るとともに、多言語対応や二次交通等の
8 利用者の満足度が低い事項についての改善、利用を支える地域の担い手の確保等について、
9 関係機関・団体とも連携しながら取組を進める。地域独自の取組を活性化させるため、民
10 間の実施主体や関係地方公共団体による地域独自の取組を支援する。

12 (2) 地域・来訪者双方にとっての国立公園のブランド力の向上及び国内外へのプロモー 13 ションの強化

14 国内外から選ばれるデスティネーションとなることを目指し、日本の国立公園のブラン
15 ド力向上を図る。また、多様な主体と連携・協力・役割分担の上、戦略的かつ効果的にプ
16 ロモーションを行う。

18 (3) 国立公園の保護と利用の好循環の実現による地域への貢献

19 利用促進の取組と併せ、国立公園の保護への再投資に繋がる利用者負担の取組を促進す
20 るとともに、利用集中や気候変動等の影響による自然資源の劣化、魅力低下に対して、必
21 要な対策を講じる。また、利用拠点・施設、活動による環境負荷の総量削減を図ることに
22 より地域の持続可能性を高める。

23 さらに、国立公園内の長期滞在を促し、自然体験アクティビティや文化・暮らし・地場
24 産品等の地域資源に対する支出を拡大することで、地域内経済循環に貢献する。

26 (4) 横断的事項（従来の基本的な視点は継承・発展）

- 27 ①最大の魅力は自然そのもの。自然環境の保全を進め、自然そのものの魅力を生かすこ
28 とにより利用の推進を図る。
- 29 ②国立公園には人の暮らしがあり、多様な自然を背景とする地域独自の文化、歴史が魅
30 力。様々な地域の産業が経済的に持続可能となるモデルを作り上げる。
- 31 ③利用者数だけでなく、消費単価や体験の質の高さ・深さを掛け合わせた「体積」を大き
32 くする。各国立公園のストーリーを活かした自然体験アクティビティの充実や、限定
33 体験やキャパシティのコントロールを進めて体験の質を高める等により、滞在時間、
34 消費単価や満足度を向上させる。
- 35 ④ファミリー層、若年層、障害者、ハイエンド層など幅広い利用層のニーズに応じた価格
36 や内容の宿泊施設・サービスを提供。

⑤広域的な視点で考え、DMOを含む官民連携により、複数公園や周辺観光地、温泉、文化・歴史、里地里山等の資源を活かした広域的・地域一帯的な周遊圏として、長期滞在につなげる。

⑥利用者目線で現場の施設設計や運営方法を改善する。

⑦サステナビリティの視点を取り入れ、環境や地域の経済社会に配慮したサービスの提供や施設の運営により国立公園らしいサステナブルツーリズムを実現（省エネ・脱炭素、脱プラスチック、地産地消等）

3. 具体的なアクション

(1) 国立公園ならではの魅力的な滞在体験の提供

① 先端モデル事業の実施・全国への展開

全国の国立公園において、感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光の推進を図るため、その基盤となる利用拠点について、地域の主体性が発揮される形で、魅力向上を図るとともに、それぞれの国立公園ならではの自然体験アクティビティの充実を図る。

これらの取組を進める上では、地域の暮らし・文化・歴史や地場産品等の多様な地域資源との連携や、利用者目線での実際の観光動線や面的なネットワーク形成なども念頭に検討を進める。

具体的には、まずは先端モデル事業実施対象公園（十和田八幡平、中部山岳、大山隠岐、やんばる）を中心に、集中的な取組を進めるとともに、事業性・効率性に関わる知見、実践的なノウハウ、課題の克服方法等の成果について取りまとめ、その蓄積も活かしながら2031年に向けて全国的な展開を進める。

また、積極的な民間投資を促進する観点から、利用拠点整備改善計画及び自然体験活動促進計画等の制度の活用や、民間提案を踏まえた各種計画の見直し等の必要な制度的対応についても検討する。

さらに、新たな廃屋化の未然防止の在り方についても、併せて検討する。

② 自然の魅力を活かすための景観改善

国立公園の魅力的な自然環境が有する魅力を活かし、快適で満足度の高い滞在体験ができる環境を実現するため、利用拠点やその周辺における廃屋撤去の推進、眺望や景観の阻害要因となっている樹木等の通景伐採等の景観改善に引き続き取り組む。

③ 感動体験の創出

国立公園の魅力的な自然環境を基盤とした感動や学びを提供するため、自然体験アクティビティやツアー（アドベンチャートラベル等）の開発及び地域のルール作り等を行うDMC等に対する支援を実施する。なお、アクティビティやツアーの開発、催行にあたっては、ネイチャーポジティブな取組を促進するよう奨励する。

④ 利用者受入れのための環境整備

1 利用集中に伴う混雑・マナー違反への対応、案内機能の強化、ビジターセンターの魅力向
2 上、利用施設の老朽化対策、地域交通の改善、利用を支える地域の担い手の確保、多言語
3 によるコミュニケーション、アクセシビリティの向上等の各国立公園が有する課題につい
4 て、地域協議会等の枠組みも活用しながら、関係機関・団体と連携し、改善に向けた取組
5 を引き続き実施する。

6 ⑤民間主体・地方自治体への支援

7 地域の主体性を発揮させていくため、民間の実施主体や関係地方公共団体との連携強
8 化・取組支援を図る。

10 (2) 日本の国立公園のブランド力強化と国内外へのプロモーションの強化

11 ① インナーブランディングの強化

12 各公園の地域の受入関係者との国立公園ブランドプロミスの共有、地域・関係者におけ
13 る各国立公園ならではのストーリーの共有を通じ、その自然の魅力や自然と共生した暮ら
14 し・文化について誇りを持って国内外に向けて発信できるよう、インタープリテーション
15 計画の策定等を通じたインナーブランディングの強化を図る。

17 ② プロモーションの強化

18 日本の国立公園を国内外からのデスティネーションとしていくため、各公園の特徴も踏
19 まえて戦略的なターゲット設定を行い、関係機関と連携の上、効果的かつ効率的なプロ
20 モーションを実施する。特に、利用者の裾野を広げていくため、若年層や低関心層等に対
21 して、国立公園ならではの滞在体験の魅力が伝わり、来訪のきっかけとなるよう、プロモ
22 ーションの方法・内容を検討する。また、民間の強みを活かすため、国立公園オフィシャル
23 パートナー等の多様な主体とも連携を進める。

25 (3) 国立公園の保護と利用の好循環の実現による地域への貢献

26 ① 自然資源の維持・向上に向けた取組の促進

27 持続可能な環境保護の実現のため、各公園・地域における利用者負担の仕組みづくりを
28 進め、利用による保護への再投資を実現する。また、利用集中や気候変動等の影響により、
29 地域の自然資源の劣化が生じていることから、防止策・改善策を講じる。

31 ② 環境負荷の低減に向けた取組

32 利用施設やサービス等における省エネ・脱炭素、脱プラスチック、循環経済、生物多様
33 性保全等の取組を推進し、ネイチャーポジティブに貢献する環境配慮型の受入環境整備を
34 進める。

36 ③ 地域資源との連携

文化財や地場産品など地域の主要観光資源を活用した包括的なプログラムの造成等、地域の関係者とも連携を図りながら、自然資源とのつながり等のストーリーを深め、地域全体の魅力向上・利用促進に向けた取組を進める。

4. 取組加速化のための枠組み

本プロジェクトを着実かつ持続的に推進するため、国・地域の役割分担と連携を明確にした推進体制を構築する。

- 全ての国立公園で統一した意識のもと国立公園満喫プロジェクトを推進していくため、本省において各国立公園における取組の進捗把握を行う。
- 各公園の実情に即した取組の推進ができるよう、国立公園満喫プロジェクト有識者会議による地域への助言体制を整える等、全国と地域の連携強化を目指す。
- 満喫プロジェクト地域協議会等において、関係省庁、都道府県、市町村、地域の事業者、教育機関、地元団体等、多様な主体が連携した上で、利用の総合的な議論・合意形成を図るため、各協議会等での地域の主体性が発揮される協創の場としての機能が十分に果たされるよう、推進体制の見直し・改善を図る。
- プロジェクトを強力に推進していくため、地域のコーディネーターとなる人材育成の強化、地域が主体的に取り組む事業への重点的な支援を検討する。
- 各公園の取組についてベストプラクティスとしてガイドラインや事例集を取りまとめ、他地域への効果的・効率的な展開を推進する。
- 公園として一貫した方向で環境整備や利用の促進が実施できるよう、利用拠点整備改善計画や自然体験活動促進計画等の法制度と補助制度の連携を強化する。
- 上述の取組が持続可能なものとなるよう、民間活用の取組を更に推進する。
- 国立公園やロングトレイルについても、自然景観等のポテンシャルの高さ、地域における受入体制の充実度、国立公園との周遊利用の状況も踏まえながら、引き続き基盤整備（運営体制構築・多言語対応等）や国内外への情報発信等について支援を行う。

5. 目標・指標（～2030年）

基本的な方針に掲げる各項目の取組を通じた目標・指標について以下のとおり定める。毎年度、進捗と課題の整理・評価を行い、達成状況等に応じて必要な見直しを行う。

（1）アウトカム指標

【訪日外国人に関する指標】

①国立公園における訪日外国人利用者数

目標値（2030年）	実績値		
	2025年	2024年	2023年
1,400万人	988万人	844万人	572万人

②国立公園における延べ宿泊者数

目標値 (2030年)	実績値		
	2025年	2024年	2023年
1,550万人泊	-	619万人	454万人

③推奨意向

目標値 (2030年)	実績値		
	2025年	2024年	2023年
90%	78%	81%	82%

④来訪前の国立公園の認知割合

目標値 (2030年)	実績値		
	2025年	2024年	2023年
80%	58%	64%	53%

⑤国立公園を訪れた訪日外国人の平均消費額

目標値 (2030年)	実績値		
	2025年	2024年	2023年
30万円	26.3万円	27.0万円	25.7万円

【日本人に関する指標】

⑥国立公園における延べ宿泊者数 (日本人)

目標値 (2030年)	実績値		
	2025年	2024年	2023年
3,200万人泊	-	2,948万人	3,071万人

⑦推奨意向

目標値 (2030年)	実績値		
	2025年	2024年	2023年
80%	60%	63%	63%

⑧来訪前の国立公園の認知割合

目標値 (2030年)	実績値		
	2025年	2024年	2023年
80%	61%	62%	55%

※地域経済循環に関する指標について、例えば、観光人材の給与については、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」(令和7年3月25日改正)を踏ま

1 え、登録 DMO の KPI として、「観光事業者の平均給与額」が設けられている。(3)
2 において定める地域別の目標において、各 DMO の意向も踏まえながら、各地域協議
3 会における参考指標としての活用や、その他の指標の収集も含め引き続き検討を進
4 める。

5 ※政府全体目標を踏まえつつ、必要に応じて目標の見直しを検討する。

6 ※毎年の経過を踏まえ、本プロジェクトの進捗を図るために必要な指標及びその調査
7 方法について、引き続き検討を行う。

9 (2) アウトプット指標

10 基本方針等に掲げた事項に応じ、アウトプット指標を設ける。

12 (アウトプット指標の例)

13 ①国立公園ならではの魅力的な滞在体験の提供

- 14 ・ 利用拠点整備改善計画の認定数
- 15 ・ 自然体験活動促進計画の認定数
- 16 ・ 利用拠点計画の策定数
- 17 ・ 上質なホテル・旅館の数
- 18 ・ ビジターセンター等における機能強化の実施件数
- 19 ・ 多言語整備の実施件数
- 20 ・ 直轄施設のユニバーサルデザイン対応率
- 21 ・ 「自然体験アクティビティガイドライン」基準を満たすアクティビティ数
- 22 ・ 「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」の項目を満たす施設数
- 23 ・ 廃屋撤去を行った拠点数
- 24 ・ 電線地中化など景観を阻害する施設の改善を行った地区数
- 25 ・ 眺望確保・景観向上を目的に樹木の伐採等を行った地区数
- 26 ・ 公募等による民間誘致に取り組んだ利用拠点の数 等

28 ②日本の国立公園のブランド力強化と国内外へのプロモーションの強化

- 29 ・ 環境省ウェブサイト（国立公園に、行ってみよう！）PV 数
- 30 ・ 公式 SNS フォロワー数
- 31 ・ スタンプラリーダウンロード数
- 32 ・ インタープリテーション計画の策定数 等

34 ③国立公園の保護と利用の好循環の実現による地域への貢献

- 35 ・ 入域料等の利用者負担の仕組みの実施数
- 36 ・ 利用者負担の仕組みによる国立公園の保護への投資額 等

38 ④推進の枠組み

- 1 ・ ビジョン及び管理運営方針（保護と利用の方針）が記載された公園計画書数
- 2 ・ 管理運営行動計画（ステップアッププログラム含む）が記載された管理運営計画数
- 3 ・ 公園管理団体数 等

4

5 (3) 地域別の目標

6 取組を行う国立公園・地域毎に個別の目標・指標を設定する。具体的には、国立公園ご
7 とにアクセス条件、利用施設、自然等のキャパシティ、利用のビジョン等が異なることか
8 ら、それに応じた量・質に係る目標・指標を設定する。